

砂防課の紹介

本庁支部 田口修治*

近年、日本各地で異常気象だと言われており、地球温暖化の影響が出てきているのかなと、考えている今日この頃。

毎年、日本各地で土砂災害による被害が多数報告されています。

さて、本県の状況はどうか？

昭和28年の門司災害・48年早良災害・平成2年南部災害・平成15年三郡災害などおおよそ10年に1度の割合で大災害が発生しています。

砂防課は、このような土砂災害から住民の生命を守るため、日夜努力しています。

<福岡県土木部砂防課>

位置：県庁6階南棟の一番端にあります。

職員：課長以下12名と砂防協会渡辺さんの計13名の少人数の主管課です。

業務：砂防事業に携わったことのない人のために、砂防課の事業その他を紹介します。

まず、砂防課の事業は、ハード対策とソフト対策に別れます。

- ・ ハード対策（土木工事）

土砂災害防止対策のための法制度として、従来、砂防三法があります。1～3の事業を実施しています。

- 1, 砂防事業：砂防ダムや床止工、護岸工、山腹工など。（砂防法）
- 2, 地すべり対策事業：水抜きボーリング、集水井、抑止杭工、アンカー工など。（地すべり等防止法）
- 3, 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、法枠工、待ち受け擁壁工など。（急傾斜地法）

- ・ ソフト対策（土木工事以外）

- 1, 情報基盤緊急整備事業：各事務所管内に雨量計を設置し情報を収集配信する機器整備事業。（水位計は、河川課所管）
- 2, 相互通報整備事業：地元住民から土砂災害の前兆現象の情報を収集し警戒避難の役にたてる機器の整備事業。
- 3, 基礎調査事業：土砂災害のおそれのある区域を明示するための調査事業。（土砂法）

砂防課の業務は、以上のように（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法・土砂災害防止法）の4法律に基づく業務を担当5人で行っている課です。

土木工事については、皆さん想像がつくかと思いますので、ソフト対策について、詳細を説明したいと思います。



これからの災害対策は、いかに減災に取り組めるかが、キーワードとなります。
そのためには、行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」が必要不可欠です。
以上の様な、新しい取組を行っている砂防課で、仕事をしてみませんか？
よろしくお願いします。

* 土木部砂防課砂防係